

注目
1

平成29年4月1日から 「北本市自転車の安全な利用に関する条例」を施行

この条例は、自転車の安全な利用に関して、市、市民、自転車利用者などの責務や役割を定めることで、自転車の交通マナーや利用環境を向上させ、自転車の関係する交通事故を未然に防止し、市民の皆さんが安全に安心して暮らすことのできるまちを実現することを目的としています。

詳細は、市ホームページをご覧ください。 **問** ぐらし安全課交通・防犯担当 (☎594-5522)

○各主体の責務等

市：市民や関係団体と連携・協力し、自転車の安全な利用の促進に関する施策(交通安全教育や啓発活動など)を総合的に推進します。

市民：自転車の安全な利用に関する理解を深め、取組を自主的かつ積極的に行うよう努めましょう。

自転車利用者：車両の運転者としての責任を自覚し、交通ルールを守り、安全に利用しましょう。また、次のことを行うよう努めましょう。

- ・自転車損害保険等への加入
- ・定期的な点検と整備
- ・防犯登録を受け、盗難防止のための施錠、ひったくり防止のためのかごカバーの装着などの防犯対策

自転車小売業者：店舗の利用者に点検・整備や自転車損害保険等への加入など自転車の安全な利用に関する助言、情報提供に努めましょう。

そのほかに事業者や関係団体の責務を規定しています。

○自転車交通安全教育

- ・市民(特に小・中学生)に対し、自転車交通安全教育を行います。
- ・家庭では、お子さんや高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用など自転車交通安全教育、啓発を行います。

自転車安全利用五則を守りましょう

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外(「自転車歩道通行可」の標識などがあるときや13歳未満の子ども、70歳以上の人など)
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
 - ・傘さし、イヤホン、携帯電話使用の禁止
- 5 子どもはヘルメットを着用
 - ・13歳未満のお子さんにはヘルメットを着用させましょう

注目
2

定期集合狂犬病予防注射のご案内

狂犬病予防法により、年1回狂犬病予防注射を受けさせることが義務づけられています。日本では、昭和32年以降狂犬病の発生はありませんが、世界では5万人以上の人々が亡くなっている恐ろしい病気です。狂犬病の予防注射をしていないと感染が一気に拡大してしまいます。

月日(曜日)	会場	時間
4月4日(火)	市役所駐車場北側	9:30~11:30
	北部公民館	13:00~14:00
4月6日(木)	北中丸氷川神社	9:30~10:20
	本宿天神社駐車場	10:50~11:30
	南部公民館	13:00~14:30
4月11日(火) ※午前中のみ	総合福祉センター	9:30~10:10
	営農経済センター (旧農協中丸支所山中出張所)	10:40~11:10
	中丸公民館	11:30~12:00
4月13日(木) ※午前中のみ	コミュニティセンター	9:30~10:10
	子供公園	10:30~11:00
	西部公民館	11:20~12:00
4月18日(火)	宮内氷川神社	9:30~10:00
	勤労福祉センター	10:30~11:00
	市役所駐車場北側	13:00~14:00

注意事項

- ・犬の扱いに慣れた人が連れてきてください。
- ・犬の突発的行動に対応できるよう、引き綱は短く持ってください。
- ・必ず首輪を付けて外れないようにしてください。
- ・かみつき癖のある犬は口輪をしてください。
- ・飼い犬のフンは必ず持ち帰ってください。
- ・3月下旬発送予定のはがき(平成29年度狂犬病予防注射済票交付申請書)の電話番号欄・問診票に必ず記入してきてください。お金は釣り銭のないようにご用意ください。

費 1頭3,300円(注射料2,750円・注射済票550円)

問 環境課環境政策・衛生担当(☎594-5526)

注目
3

あなたのバイク眠っていませんか 軽自動車税の手続きをお忘れなく

☎税務課市民税係(☎594-5518)

あ あなたの家に、使っていない、または譲ってしまって手続きをしていないバイク(125cc以下の原動機付自転車)はありませんか。使っていないくても所有していれば税金がかかります。

軽自動車税のかかる人

その年の4月1日現在、市内に主たる定置場のある原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車等の所有者です。



こんなときは

●住所が変わったとき

- ・転入する場合 北本市ナンバーに変更登録手続きをしてください。使用しない時は、前住所の市区町村役場で廃車手続きをしてください。
- ・転出する場合 転出先では、北本市ナンバーを使用することはできませんので、転出先の市区町村役場で変更登録手続きをしてください。転出先で使用しない時は、北本市で廃車手続きをしてください。

●バイクを譲る(譲り受ける)とき

名義変更等の手続きをしてください。

・譲出人

廃車証明書(各市区町村で交付されたもの)および譲渡証明書を作成して、譲り受ける人に渡してください。

・譲り受けた人

名義変更または登録の手続きをしてください。

譲渡証明書(例)	
車名	型式
車台番号	
排気量	cc 認定番号
譲住所	
譲受人 フリガナ 氏名	電話番号
譲渡年月日 平成 年 月 日	
上記のとおり譲渡したことを証明します。	
平成 年 月 日	
譲渡人 住所 氏名 電話番号	㊞

●盗難にあったとき

必ず警察署に被害届を提出し、税務課で廃車手続きをしてください。「原動機付自転車等標識遺失届出書兼申立書」に、盗難にあった日時・場所・状況などを記入し、提出してください(印鑑が必要です)。盗難にあったバイクが発見され引き続き使用するとき、再登録の手続きをしてください。

●バイクが手元にないとき

税金がかかっているバイクが手元にないときは、そのままにせず税務課市民税係にご相談ください。

●保険の手続きは

廃車や譲渡等の手続き完了後、保険会社に届けて自賠責保険等の変更手続きをしてください。

●放置バイクを見つけたら

北本市ナンバーのバイクが放置されている時は、ナンバー・車種等を通報してください。市から所有者に連絡します。

《申告場所》

種類	場所
原動機付自転車/小型特殊自動車	税務課市民税係(☎594-5518)
125ccを超える二輪車	関東運輸局埼玉運輸支局(☎050-5540-2026)
軽三輪・軽四輪	軽自動車検査協会埼玉事務所(☎050-3816-3110)

《原動機付自転車の申告(市役所で申告)の際に必要なもの》

内容	必要なもの
取得するとき	販売証明書(新車)または廃車証明書(中古車)・印鑑等
廃車、譲渡、市外転出のとき	ナンバープレート・標識交付証明書・印鑑等
盗難にあったとき	警察の盗難届受理証明書または受理番号・標識交付証明書・印鑑等

注目
4

平成29年度の病後児保育事業・一時預かり事業 を利用する場合の事前登録の受付を開始

時 3月7日(火)から随時受付(予約制) ※予約受付は平日9:30～16:00

場 東保育所

持 病児・病後児保育または一時預かり事業利用登録届出書(書類は市ホームページよりダウンロード可)、母子健康手帳、印鑑

問 東保育所病後児保育担当、一時保育担当(☎590-1100)

※登録する場合は、あらかじめ電話連絡のうえ、利用する児童同伴でおいでください。

※平成28年度に登録している人で継続を希望する人は、再登録が必要です。病児・病後児保育または一時預かり事業利用登録届出書を持参または郵送で提出してください。



○病後児保育事業

対 次の全てに該当する児童

- ・市内に住所を有する満1歳～小学校3年生(登録は生後10か月から受付)
- ・疾病の回復期にあり、医師が利用可能と認めている
- ・保護者の就労、疾病等止むを得ない理由により、家庭での保育が困難である

定 4人

時 平日の8:00～18:00 連続7日

費 一日2,000円

○一時預かり事業

- ・非定型的保育事業…保護者の就労、就学等で

家庭での保育が困難な場合(利用は週3日まで)

- ・緊急保育事業…保護者の疾病、出産、介護、看護等により家庭での保育が困難な場合
- ・リフレッシュ保育事業…保護者の育児に伴う心理的または肉体的な負担を解消するため(利用は月1回)

対 次の全てに該当する児童

- ・市内に住所を有する
- ・保育所または保育園に在籍していない
- ・健康で集団保育が可能な満1歳～就学前

定 4人

時 月～土曜日の8:30～16:30

(土曜日は緊急保育事業のみ利用可)

費 一日3,000円、半日1,500円

ちょっと気になるとなりまち

鴻巣市 さくらまつり

【鴻巣会場】

時 4月2日(日)10:00～16:00

場 鴻巣公園

問 鴻巣さくらまつり実行委員会
(鴻巣市商工会内☎541-1008)

【吹上会場】

時 4月1日(土)・2日(日)10:00～16:00

場 鎌塚イベント広場、さくら橋、
元荒川親水護岸周辺ほか

問 吹上さくらまつり実行委員会
(鴻巣市商工会吹上支所内☎548-0049)

【川里会場】

時 4月2日(日)10:00～16:00

場 あかぎ公園

問 川里さくらまつり実行委員会
(鴻巣市商工会川里支所内☎569-1783)

桶川市 企画展示

「江川が結ぶ縄文のムラ」

～高井・諏訪野・デーノタメ～

桶川市の西部を流れる江川の流域は、縄文時代の人々が活発に暮らしを営んだ証しである遺跡が遺されています。

今回の企画展示では、桶川市内の日出谷地区「高井遺跡」と川田谷地区「諏訪野遺跡」、さらには北本市内の「デーノタメ遺跡」から発掘された資料を公開し、豊かな自然に育まれた縄文人の暮らしを紹介します。

時 3月5日(日)～5月7日(日)

場 川田谷生涯学習センター
(桶川市川田谷4405-4)

費 無料

問 桶川市歴史民俗資料館(☎048-786-4030)

北本市観光協会からのお知らせ

●毎年好評!「北本 春の森めぐり2017」を開催します!●

春の北本は、桜、雑木林、美味しい春野菜など魅力がいっぱいです。そんな春の息吹薫る北本を舞台に、北本の魅力を丸ごと楽しめるイベントを今年も開催します。当日は各会場をつなぐ無料シャトルバス(1時間に1本程度)もご用意しています。休日のお散歩・ピクニック気分でぜひお出かけください。

時 3月25日(土)・26日(日) 10:30~16:00

場 西口駅前広場『ようこそ森のあるまちへ』(ツアー受付等)

シャトルバスの乗降はこちらから。

各会場のツアー受付や総合案内ブースを設置します。

市民緑地4号『モリトコ(森と子育てのつどい)』(ワークショップ、ツアー受付)

魅力的な飲食ブースや雑貨販売などゆったりとした雑木林マルシェを開催。そのほか子どもが楽しめる食や雑木林の環境を活かした体験ワークショップなど。

北本アトリエハウス『暮らしの標準』(カフェ、ツアー受付)

自然に囲まれた気持ちの良い空間で、展示やスペシャルカフェがオープンします。

埼玉県自然学習センター『春を探して』(ツアー受付)

北本自然観察公園内で春を探す、イベント期間限定の自然観察ツアーを開催。

*こちらのツアー予約は自然学習センターになります。

北本みなみ幼稚園自然教育園『森に音楽が響く』(音楽イベント)

自然に囲まれた空間で、音楽イベントと雑木林マルシェを開催。



▲「てづくりの森」の様子



「森のレストラン」「桜をめぐる旅」「北本野菜を愛でる旅」「里山の春に出会う旅」など魅力的な体験型ツアーを実施する予定です。予約や詳細は観光協会ホームページをご覧ください。

●グリコピア・イースト北本市民デー●

時 4月16日(日) 9:30~ **費** 無料

定 40人(子どもも1人として計算。定員超過の場合は抽選) ※結果は、はがきで通知します。

対 市内在住、在勤の人

申 往復はがきに代表者・住所・電話番号・参加者全員の氏名・年齢・車でお越しの場合は駐車場使用台数を記入し、3月14日(火・消印有効)までに観光協会へ。

他 ・グリコピア・イーストでの現地集合・解散

- ・小学生以下の子どもは保護者同伴
- ・車椅子使用の人はその旨をはがきに記載
- ・1枚のはがきで2人以上4人まで申込み可
- ・申込みは1グループにつきはがき1枚まで



北本市観光協会
KITAMOTO TOURISM ASSOCIATION

〒364-0035 西高尾1-249
TEL 591-1473 FAX 577-3475
メール info@machikan.com
HP http://www.machikan.com/